

川崎市公告第968号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度公共事業労務費調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期限 令和8年1月30日限り
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「市場調査」で登録されていること。
- (4) 過去5年以内に本市又は他官公庁において公共事業労務費調査業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格の確認申請をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階

建設緑政局総務部技術監理課 担当 坂本

電話 044-200-2791（直通）

FAX 044-200-3973

電子メールアドレス 53gikan@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月4日（水）まで

（閉庁日を除く毎日9時から17時まで）

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、審査を経て入札参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和7年6月11日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和7年6月11日(水)から令和7年6月13日(金)まで
(閉庁日を除く毎日9時から17時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に記載するFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際には、その旨担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和7年6月18日(水)までに、全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

本契約に要する経費総額（税抜き）を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載の上、持参してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月20日（金） 14時00分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎3階 305会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) その他問い合わせ窓口は、上記3（1）に同じです。